

地方税財源の充実強化を求める意見書

政府においては、歳出・歳入一体改革の中で、「国・地方間のバランスのとれた財政再建の実現」の名の下に、一方的に地方財政の大幅な歳出削減を行おうとしている。さらに、地方交付税を人口と面積を基本に配分すべきとする新型地方交付税に関する議論は自治体間の財政力格差を一層拡大させるのではないかとの懸念を生じさせている。

これまで地方は市町村合併による行政組織の再編統合や職員数の削減など懸命に行財政改革に取り組み、国を上回るペースで大幅な歳出削減努力を行ってきた。このような経緯を無視した国の赤字の地方へのつけ回しは極めて問題であり看過できない。

平成17年4月1日に合併した本市では、合併後の特殊需要に対応するため、人件費の削減、事業の見直し等懸命な歳出削減努力を続けているにも拘わらず、財政調整基金も底をつき始めるなど厳しい予算編成を余儀なくされ、新市建設計画の実現もままならない状況であり、財政運営はもはや限界に達している。

このような状況下にあつて、さらなる削減は、地方自治の運営を危機的な事態に陥らせ、教育、福祉、消防など市民サービスに重大な影響を及ぼすだけでなく、地方自治体の存続意義さえ問われかねない。

よって、本市は、地方自治の危機的な状況を乗り越え、真の地方自治確立のためには地域の実情に合わせた行財政運営が行なえるよう、下記事項について適切に対処がなされ、必要な措置が講じられることを強く求める。

記

1. 住民に対して一定水準の行政サービスを提供できるよう、地方の固有財源である地方交付税の持つ財源保障機能及び財政調整機能を堅持すること。
2. 現在の地方財源不足を解消するため地方交付税の法定率を引き上げるなど、必要な地方交付税の総額を確実に確保すること。
3. 地方交付税の算定の簡素化については財政調整機能を損なうことがないようにすること。
4. 国と地方の役割分担を明確にし、財政面における地方の自由度や裁量性を高めるため、国庫補助負担金については、引き続きその見直しを進めていくとともに、地方が担う事務と責任に応じた更なる税源委譲を目指すこと。
なお、沖縄県において講じられている補助金制度に係る特例措置については、その趣旨が損なわれることがないように引き続き必要な措置を講じること。
5. 国と地方の役割分担の明確化を含め、国と地方が対等の立場で話し合いのできる「協議の場」を法制化するとともに、協議結果の確実な実行を確保できる体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月20日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官
金融・経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣